

第9章 2017年の北朝鮮経済

三村 光弘

1. 北朝鮮の経済政策の基本と実際

北朝鮮が標榜している経済に関する基本的な方針は、現在でも生産手段の社会的所有を前提とした社会主義計画経済である。同時に、国内で必要とされるものを国内の燃料や原料を使い、国内の技術で生産できるようにする「自立的民族経済」を建設することを目標としている。制度的には憲法をはじめとする法制度においても、北朝鮮において国家の方向性を定める朝鮮労働党の政策においても、経済は国営および協同団体によって営まれるのが基本となっている。後述する非国営部門によるビジネスは基本的に公式の制度の外で、さまざまな便法を使い、政権の黙認の下に存在している。

以上のことが建前とすれば、現実はどうなのか。1980年代末から90年代初めにかけての旧ソ連・東欧の社会主義政権の崩壊と、社会主義世界市場の喪失により、北朝鮮は1990年代半ばには、国家が国民の日々の生活に対して責任を持つことが出来なくなった。その結果、食料や生活必需品を手に入れるために国民が個人的に動き、家族全員が必死になって動かざるを得ない状況になった。このような非国営部門（民間）の経済活動は国営部門とは異なり、需要と供給により価格が決定される原則で動いている。また、経済活動の目的は当初は生活の糧を手に入れるためであったが、現在ではその規模が拡大するにつれて利潤の追求が目的となっており、資本主義諸国の商事会社と基本的に変わらないビジネスが行われているとも言える。

2003年に農業者が自らの自留地で生産した農産品などの販売に限られていた農民市場（旧ソ連のコルホーズ市場に類似）が地域市場（創設当時は総合市場と呼ばれた）に改組され、工業生産品も販売されるようになった。その結果、当初は食品や雑貨類など、生活必需品が主な取引品目であった地域市場も、さまざまな財が交換される場として機能するようになった。このような商品経済が発達するにつれて、国営部門に属する会社や機関も、非国営部門との取引が増加するようになった。民間企業の存在が制度的に認められていないため、便法として、形式上は国営企業の一部門として存在する民間企業も存在するようである。

現在の北朝鮮経済は、意思決定の当事者は多様化しているものの制度とルールに従った公正な競争が行われている環境が存在するとは言えず、このような経済を市場経済と呼ぶことは出来ない。とはいえ、非国営部門の存在を無視して北朝鮮経済を語ることもまた無理である。

1.1. 対内経済政策

北朝鮮の公式の対内経済政策は、前述した通り社会主義計画経済制度および自立的民族経済建設路線の下で（憲法第19条）、所有制としては国家所有（全人民的所有）および社会協同団体（協同農場が代表的なもの）を基本としている（憲法第20条）¹。個人所有は、「公民の個人的で、消費的な目的のための所有」（憲法第24条）とされ、生産手段を個人が所有することは想定されていない²。このような制度的枠組みが前述した事実上の民間企

業が存在する状況と合っておらず、政府が合理的な経済政策の立案、実行のための政策的手段を取ることが非常に難しい状況を生んでいる。

では、経済の現状と制度を調整する動きとしてはどのようなものがあったのか。金正恩国務委員長は金正日総書記の永訣式当日の2011年12月28日に関係幹部たちを前にして、社会主義企業管理方法を現場の要求に即して速やかに完成するよう求めたのに続き、翌12年には、内閣の幹部および、学者らを招集し、「生産者自身が生産と管理における主人としての責任と役割を果たすようにする社会主義企業管理方法」を完成するように研究課題を提示した。これを受けて、内閣内に「常務組」と呼ばれるタスクフォースがつくられ、研究機関、経済部門関係者らと幾度もわたり国家的な協議会や討論会などを開催し、具体的な方法論などを討議したといわれている（日本貿易振興機構 [2017:6]）³。

2012年下半年から、一部の協同農場で「圃田担当責任制」および現物分配等を試験的に実施した。また、工業部門では経済の部門別（電力、石炭、金属、機械工業などの各部門）に中央、道、地方の各地域の等級に応じてそれぞれ2～3の企業で試験導入が始まり、初期には100余りの企業で、年末には200余りの企業で試験的に導入された（日本貿易振興機構 [2017:6]）。

2013年の年頭に発表された「新年の辞」では経済指導と管理を改善すべきであるとの言及がなされ、各部署での経験を広く普及することが指示された。また、「新たな並進路線」が発表された朝鮮労働党2013年3月全体会議でも「朝鮮式经济管理方法を研究完成」せよとの発言があったことを受け、試験的導入の結果に基づき、より幅広く普及されることになった。同年から全国の協同農場で「圃田担当責任制」の全面的導入が始まり、4月からは独立採算制企業に対し計画権、生産組織権、分配権、貿易および合弁・合作権などの権限を与える措置がとられた。それらの措置は8月に「社会主義企業責任管理制」として定式化された。

新たな経済政策のうち、農業部門における政策については、2014年2月6日の「全国農業部門分組長大会」で、個人あるいは少数のグループに特定の田畑を割り当て、肥育管理に責任を持たせ、分配にもその結果を重視する「圃田担当責任制」が金正恩書簡の中で定式化された⁴。同年6月18日には国家経済開発委員会と合弁投資委員会が貿易省と一体化され、「対外経済省」となった。経済開発区の追加指定も行われ、対外的に投資を積極的に誘致する方針が継続していることも確認された。

2014年9月号の朝鮮労働党の理論誌『勤労者』に、国家計画委員会のリ・ヨンミン副局長が、「（金正恩第1書記が）今年5月に歴史的な労作を発表し、現実発展の要求に合うわれわれ式经济管理方法を確立するために行うべき綱領的指針を明らかにされた」と記し、その「綱領的指針」の基本的な中身などを説明している⁵。

同年9月3日付『労働新聞』には、「われわれ式经济管理の優越性と威力を高く発揚しよう」と題した社説で、经济管理改善の方向性に対して、「社会主義原則を確固として堅持しなければならない」と社会主義原則の堅持を強調している。翌10月22日付の同紙の別の記事によれば、「経済事業において社会主義原則を堅持するということは、生産手段に対する社会主義的所有を擁護固守し、集団主義原則を徹底して具現するということである」と規定している。この2つの記事から、国営企業の私有化は現段階で許容されないことがわかる。しかし、所有制に手を付けない「経営面での工夫」について、それを否定するような記述

はなく、「社会主義企業責任管理制」に基づく経済管理方法の改善（経済改革）の実行は実行段階に入ったと言えよう。

1.2. 対外経済政策

北朝鮮の現行の対外経済政策は、国内経済政策の基本が自立的民族経済の建設であるために、日本や東アジアの多くの国が過去、あるいは現在行っているような輸出のための産業を大々的に興すには至っていない。とはいえ、2012年の金日成生誕100年を控えた2011年から国連安保理制裁によって輸出が難しくなる前年の2016年までは、石炭や鉱石類などが大量に輸出されていた。これは国内の工場やインフラ、住宅等のアップグレードを図るために必要な輸入を行うために輸出を増やしたものとみられる。

北朝鮮は1991年12月28日に最初の特殊経済地帯（経済特区）である羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設置した。同地区は現在も運用されており、主に中国とロシアの企業が投資を行っている。憲法第37条では、「国家はわが国の機関、企業所、団体及び外国法人または個人との企業合弁及び合作、特殊経済地帯での様々な企業創設運営を奨励する。」と規定しており、海外直接投資は国家の政策において推奨されている。

2002年4月に中国の遼寧省丹東市と国境を接する平安北道新義州市とその周辺の一部を範囲とした新義州特別行政区が設置された。その後、開発は頓挫していたが、2014年7月23日に同行政区は「新義州国際経済地帯」という名の新たな特殊経済地帯として再出発した。

朝鮮半島の南北関係の進展により、1998年から韓国からの金剛山観光が行われていた。2002年10月23日には「金剛山観光地区」を設置する政令が公布され、正式に特殊経済地帯となった。2003年2月に臨時道路が仮開通し、観光団が陸路、軍事分界線をこえて金剛山を訪問した。2005年には事業が黒字となり、また年間の訪問者が30万人を超えるなど、ある程度安定した交流が行われるようになったが、2008年に立ち入りを禁止されている地域に侵入した観光客が警備の兵士に銃撃され、死亡する事件が発生し、韓国政府は金剛山観光を停止する措置をとり、観光事業は頓挫している。北朝鮮は韓国だけでなく、中国をはじめとする全世界から観光を行えるようにするため、2011年4月29日に「金剛山国際観光特別区」に改組された。2014年6月に、元山地区などを含む大規模開発である「元山—金剛山国際観光地帯」が公布され、同地区はその一部として継続して観光開発が行われようとしている。

韓国の首都から北方に70キロの場所に位置する開城では、2000年の南北首脳会談後、南北当局も関与しつつ、工業団地の設置が推進されてきた。2002年11月13日に開城工業地区法を設置する政令が公布され、特殊経済地帯となった。2016年2月に韓国が北朝鮮の弾道ミサイル発射などを理由に操業を中断するまでに、約5万人の北朝鮮労働者が働く工業団地として成長した。

2013年3月31日に開催された朝鮮労働党中央委員会2013年3月全体会議では、「経済建設と核開発の並進路線」が決定されたほか、金正恩第1書記の報告のなかで、元山地区の開発と経済開発区開発に関する言及があった。これを受けて、同年5月29日、最高人民会議常任委員会は「朝鮮民主主義人民共和国経済開発区法」を採択した⁶。これにより、既存の特殊経済地帯とは別に、国内に21カ所の中央級、地方級の経済開発区を設置すること

となった⁷。2015年には2013年に設置された13の経済開発区のマスタープランが完成した⁸ほか、中国国境に国家級1カ所、地方級1カ所の経済開発区が新設された⁹。2017年12月21日には、平壤市の江南郡の一部を「江南経済開発区」とする政令が出されるなど、経済開発区を運営していく政策は継続されるようである。

2. 国連安保理決議による制裁と北朝鮮

2.1. 国連による対北朝鮮経済制裁の変遷

国連の対北朝鮮制裁は、北朝鮮が2006年10月9日に最初の核実験を行ったことを受けて出された安全保障理事会決議1718（2006）（同年10月14日採択）¹⁰から始まった¹¹。当初の制裁対象品目は、核、ミサイルおよびその他の大量破壊兵器関連の物資¹²の他、大型装備や重火器類と奢侈品の禁輸と核、ミサイル及びその他の大量破壊兵器関連に使われる資産の凍結、関係者の渡航制限であった。

安保理決議2094（2013）までの北朝鮮制裁は、包括的な禁輸措置ではなく、核兵器、ミサイルおよびその他の大量破壊兵器プログラムに資する物資の禁輸など、範囲がかなり限定された制裁であった。しかし、2016年3月の安保理決議2270（2016）からは北朝鮮に対する国連制裁は最近ではイラン制裁に似た包括的な経済制裁の色彩を強くしていった。

2.2. 2017年の対北朝鮮制裁決議

2.2.1. 決議2356号（6月2日採択）

北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射等を受けて採択された決議第2356号では、2006年の決議第1718号の8（d）に規定する制裁（資産凍結）¹³を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8（e）に規定する制裁措置（旅行禁止）¹⁴を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.2. 決議2371号（8月5日採択）

北朝鮮が7月4日及び28日に大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルを発射したことを受けて採択された決議第2371号は、次のような制裁措置を定めている。

1. 国連安保理の制裁委員会に、国連安保理決議違反の活動を行っている又は関連していたことを示唆する情報を有する船舶を指定する権限を与える。また、全ての加盟国が、緊急事態の場合若しくは船舶が出発港に戻る場合において入港が必要である場合や制裁委員会が事前に決定した場合を除き、当該船舶が自国の港に入ることを禁ずることを決定する。
2. 決議2270号の第20パラグラフ及び決議第2321号の第9パラグラフに規定する措置（全ての加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、及び北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うこと又は保険をかけることを禁止すること）が、北朝鮮籍船舶のチャーターに適用されることを明確にする。

3. 石炭、鉄及び鉄鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
4. 海産物（魚、甲殻類、軟体動物、及びその他の全ての形態の水棲無脊椎動物を含む）の北朝鮮からの輸入禁止
5. 鉛及び鉛鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
6. 追加的な北朝鮮国民の雇用（北朝鮮からの派遣労働者）の禁止
7. 北朝鮮との新規の合弁企業もしくは共同事業体の開設または既存の合弁企業の拡大の禁止
8. 2006年の決議第1718号の8(d)に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.3. 決議2375号（9月11日採択）

北朝鮮が9月3日に6回目となる核実験を行ったこと等を受けて採択された決議第2375号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮への全てのコンデンセート及び天然ガス液の輸出禁止と北朝鮮による調達の禁止
2. 石油製品の対北朝鮮輸出を年間200万バレル（27万トン）に制限
3. 原油の対北朝鮮輸出を過去12ヶ月の実績並みに制限（約30.4万トン）
4. 衣類、繊維製品の北朝鮮からの輸入を禁止
5. 北朝鮮国民への自国内における労働許可の提供の停止
6. 自国内における北朝鮮の団体又は個人との新規及び既存の合弁企業又は共同事業体の開設、維持及び運営の禁止（中朝間の水力発電所およびロシア産の石炭の羅津港を通じた船積みは例外）
7. 2006年の決議第1718号の8(d)に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.4. 決議2397号（12月22日採択）

北朝鮮が11月29日に新型とみられるICBM級の弾道ミサイルを発射したこと等を受けて採択された決議第2397号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮への400万バレル又は52万5,000トン以上の原油輸出の禁止
2. 北朝鮮への石油精製品の輸出を人道目的で北朝鮮の核、弾道ミサイルプログラムに無関係のものに限り、年間400万バレル又は52万5,000トン以下に制限。
3. 北朝鮮からの食料及び農産品（HSコード第12類、第8類、第7類）、機械類（HSコード第84類）、電気機器（HSコード第85類）、マグネサイト及びマグネシアを含む土石類（HSコード第25類）、木材（HSコード第44類）及び船舶（HSコード第89類）

の輸入禁止。

4. 北朝鮮への工業機械類（HSコード第84類及び第85類）、輸送車両（HSコード第86類～第89類）及び鉄、鉄鋼及びその他金属（HSコード第72類～第83類）の輸出禁止（ただし、北朝鮮の商業民間旅客機の安全な運用を維持するために必要な予備部品の提供は例外）。
5. 決議採択の日から24カ月以内に自国内で収入を得ている全ての北朝鮮国民及び海外の北朝鮮労働者を監視する全ての北朝鮮政府の安全監督員を北朝鮮に送還。決議採択の日から15か月以内に、この決議の採択の日から12か月間に送還された労働者の明細を報告（帰国させたのが元いた半数に満たない場合には、その理由も付して報告）。
6. 北朝鮮の石炭や鉱物の密輸出や石油の密輸入を阻止するため、そのような活動又は品目の輸送に関与していると信じる合理的根拠を有する場合には、当該加盟国が、自国の港に在るいかなる船舶も押収、検査及び凍結（留め置き）すること。この決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有する船舶に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止。この規定に従って他の加盟国が登録を解除した船舶の登録の禁止。
7. 自動船舶識別装置（AIS）を切った船舶に対する監視の強化。
8. 2006年の決議第1718号の8（d）に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8（e）に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.3. 今後の方向性

2017年に採択された4つの制裁決議により、北朝鮮が2016年に輸出した金額のうち9割以上が制裁対象となった。また、12月に採択された決議2397号による制裁では、北朝鮮が主に中国などから輸入している機械類や自動車等も包括的に制裁対象となり、北朝鮮は自国の産業や国民の生活に必要なものまで輸入できなくなることとなった。

2017年に行われた制裁はすでに相当包括的なもので、経済封鎖の一手手前までできたものと言える。これは、北朝鮮の核兵器の標的となっている米国が主体となって推進したものであるが、北朝鮮の主要な貿易相手国である中国の協力なしでは行うことのできなかったものである。

北朝鮮経済は、このような制裁を予期して自立的民族経済建設路線を推し進めてきたこともあり、短期間で経済が崩壊することはないと思われる。しかし、金正恩政権になってからの北朝鮮は、国民生活の向上を重要な国家目標に据えており、経済が苦しくなることによって国民生活に影響が出ることを意味は、これまでの政権に比べると大きい。

2017年9月4日発『朝鮮中央通信』は、同月3日午前、朝鮮労働党政治局常務委員会が開催されたと伝えた。金正恩委員長のほか、金永南、黄炳瑞、朴奉珠、崔竜海の各氏が参加した。この会議では、(1)現在の国際政治情勢と朝鮮半島に作られた軍事的緊張状態の分析と評価、(2)核兵器研究所が実施した核の兵器化研究事業（核実験）の実態についての報告を聴取し、朝鮮労働党第7回大会が提示した国家の核武力完成の完結段階の目標を

達成するための一環として、大陸間弾道ロケット搭載用水素爆弾試験を進行する問題、(3)決定書「国家核武力完成の完結段階の目標を達成するための一環として、大陸間弾道ロケット搭載用水素爆弾試験を行うことについて」の採択と、金正恩委員長による命令への署名、(4)米国と敵対勢力の悪辣な反共和国制裁策動を牽制し、党第7回大会が提示した部門別闘争課題（国家経済発展5カ年戦略）を成功裏に実施させるための具体的な方途と対策の討議、が行われたと伝えているが、最後の(4)に経済に関する決定が入るなど経済重視の姿勢は、現在の北朝鮮の特徴であるといえる。

3. おわりに

2017年の北朝鮮経済は、前年に引き続き国民経済の向上に力を入れたが、4度にわたる国連安保理決議による経済制裁が次第に国民経済を蝕んでいくこととなった。1月25日に朝鮮労働党中央委員会が年末に「万里馬先駆者大会」を開催すると宣言しておきながら、年末に大会が行われず、その代わりに12月21日～23日に「第5回党細胞委員長大会」が開催されることとなった。

金正恩時代になってからの北朝鮮は、国民経済の向上に力を入れるとともに、国営企業の経営自主権を拡大する各種政策を慎重に研究、試行し、それが実施段階に入っている。極めて厳しい対外経済環境の中、国内経済を振興させることが重要になっているため、生産を増加させ、経済を活性化させるためであれば、かなり大胆なチャレンジも許されるようになってきている側面もあると聞く。

今後、国連安保理決議による経済制裁の原因となっている北朝鮮の核、ミサイル開発がどのようになっていくのかにより北朝鮮経済の方向性も変わってくるだろう。もし核、ミサイル問題に一定の進展が見られた場合、対北朝鮮経済制裁の一部緩和も含めた変化が起こりうる可能性もある。

短期的には制裁が継続しようが、緩和されようが北朝鮮の経済政策に大きな違いは出てこないだろうが、米国との関係が敵対的ではなくなり、南北関係や日本や中国をはじめとする周辺国との関係が改善され、それが3～5年以上の長期にわたって継続した場合、制裁に対抗しうる経済政策としての自立的民族経済建設路線の堅持や、イデオロギーとして重要な工場内党委員会の役割を重視する「大安の事業体系」、社会主義計画経済の堅持、生産手段を国家所有、社会協同団体所有に限っている現行の制度がどのように変化していくのか注目される。

参考文献

- 日本貿易振興機構（2017）『2016年度 最近の北朝鮮経済に関する調査（2017年3月）』
三村光弘（2017）『現代朝鮮経済』日本評論社

— 注 —

¹ 憲法第20条は、国家だけが所有できるものとして「自然資源、鉄道、航空輸送、通信機関及び重要工場、

企業所、港湾、銀行」を例示している。また民法45条は、第1号で地下資源、山林資源、水産資源をはじめとした国のあらゆる天然資源、第2号で鉄道、航空運輸、通信機関と重要工場、企業所、港湾、銀行、第3号で各種学校および重要文化保健施設は国家のみが所有できると規定している。憲法第21条は社会協同団体が所有できるものとして、土地、農機械、船舶、中小工場、企業所等を規定している。また、民法第54条は社会協同団体所有権の所有の対象として、土地と農機具、船舶、中小工場、企業所その他に経営活動に必要な対象を所有できると規定している。

- 2 民法第58条は「個人所有は、勤労者の個人的で消費的な目的のための所有である。」「個人所有は、労働による社会主義分配、国家及び社会の追加的恵沢、住宅付属地経営をはじめとする個人副業経営から生じる生産物、公民が購入した財産または相続、贈与された財産その他に法的根拠によって生じた財産からなる」と規定している。具体的な所有の対象としては民法第59条に、住宅と家庭生活に必要なさまざまな家庭用品、文化用品その他の生活用品と乗用車等の機材」と規定されている。
- 3 このインタビューにおいて、経済管理改善の原則として語られているのは、次の通りである。「経済管理方法を改善することにおいてわれわれが堅持するのは、第一に社会主義原則を徹底して守ることであり、第二に国家の統一的指導の下にすべての事業を行うことだ。集団主義に基づいて工場、企業所に責任と権限をそのまま与え、彼らが主人としての立場で働くことができる方法を探求することである」としている。また、実務者や学者がさまざまな改善案を提示した場合に、どうするかであるが、必ずそれを現場でテストしてから導入するとの見解も次のように示されている。「この過程でよい案が提起されたが、経済現場におけるテストを経ずに導入することはできない。経済的試験を行ってみて、成果が出れば全国的に導入しようと思う。まだ大部分が研究段階にある」[「우리 식의 경제관리방법」의 완성을／내각 관계자 인터뷰] [「朝鮮式の经济管理方法」の完成を／内閣関係者インタビュー] 『朝鮮新報』2013年5月10日付。[<http://chosonsinbo.com/2013/05/0510th-4/>]、[「ウリ式の经济管理方法」の完成を] 『朝鮮新報』2013年5月17日付。[<http://chosonsinbo.com/jp/2013/05/0517th/>]
- 4 この書簡では、「分配における均等主義は社会主義的分配の原則とは縁がなく、農場員の生産意欲を低下させる有害な作用を及ぼします。分組は、農場員の作業日の評価を労働の量と質に応じて、そのつど正確に行わなければなりません。そして、社会主義的分配の原則の要求に即して、分組が生産した穀物のうちで国家が定めた一定の量を除いた残りは、農場員に各自の作業日に応じて現物を基本として分配すべきです。国は、国の食糧需要と農場員の利害、生活上の要求を十分検討したうえで合理的な穀物義務売り渡し課題を定め、農業勤労者が自信を持って奮闘するようにしなければなりません」と前年の分組管理制の強化における重大な問題となっていた現物分配の不徹底の問題を指摘し、是正を促した。
- 5 詳しくは福田恵介「北朝鮮、始まった市場経済への転換」東洋経済オンライン [<http://toyokeizai.net/articles/-/55436>] 参照。
- 6 経済開発区法は7章62条と附則2条で構成され、7章の題目はそれぞれ、経済開発区法の基本、経済開発区の創設、経済開発区の開発、経済開発区での管理、経済開発における経済活動、奨励及び特恵、申告及び紛争解決となっている。
- 7 その後の筆者の調査によれば、中央級の経済開発区は「新義州国際経済地帯」、「温情先端技術開発区」「康翎国際緑色示範区」「進島輸出加工区」であることが判明した。
- 8 2015年1月14日発『朝鮮中央通信』
- 9 この2つの経済開発区は、隣接する中国の地方政府との密接な連携の元に準備がなされ、開設されたものである。したがって、これまで開設された経済開発区に比べて事業性に優れている特徴を持っている。
- 10 文書番号 S/RES/1718 (2006)、和訳は官報告示外務省第598号 (平成18年11月6日発行)。
- 11 それ以前にも制裁決議ではないが北朝鮮の核問題に対して、安保理で決議第825号 (1993年)、決議第1540号 (2004年)、決議第1695号 (2006年) が出されている。
- 12 北朝鮮に対する国連制裁の核、ミサイル、その他の大量破壊兵器関連の物資と二重用途物資については、決議1718でかなり詳細に規定されている。文書番号 S/2006/814 (2006) や S/2006/815、S/2006/816 に記載されている。これらは、基本的に、国際的な輸出管理レジームにおいて使用されているリストが活用された。詳しくは、浅田正彦「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131 (2011.1) 14～24頁を参照されたい。
- 13 すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破

壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

- 14 すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

